

議案第 18 号

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の制定について

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条
例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 3 条－第 16 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の報酬等（第 17 条－第 30 条）

第 4 章 旅費及び費用弁償（第 31 条－第 33 条）

第 5 章 補則（第 34 条－第 37 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2
第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律
（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項において準用する地方公営企業法
（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、会計年度任

用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。)をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給与の種類)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般給料表(別表第1)
- (2) 技能労務職給料表(別表第2)

2 フルタイム会計年度任用職員の給料(以下「給料」という。)の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(給料の支給方法)

第5条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、規則で定める。

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者には、その者がフルタ

イム会計年度任用職員となった日から給料を支給し、給料額の異動を生じた者には、当該異動を生じた日から新たに定められた給料を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、離職した日まで給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する給料の計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は当該期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、当該期間の現日数から週休日（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の2第1項、第2条の3及び第2条の4の規定に基づく週休日をいう。第12条及び第25条を除き、以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 給料を支給する場合に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（地域手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員に通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の範囲及び額については、市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号。以下「一般職給与条例」という。）第11条第1項及び第2項の規定の例による。

3 前2項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員が特殊な勤務に従事したときは、これに対して特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の範囲及び額については、一般職給与条例別表第4の規定の例による。

(給与の減額)

第10条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間(勤務時間条例第4条第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)又は休日(勤務時間条例第5条に規定する休日をいう。以下同じ。)(勤務時間条例第5条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第6条第1項に規定する無給休暇を除く。第23条において同じ。)による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「勤務1時間給与額」という。)を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第11条 正規の勤務時間(勤務時間条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条の4の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条の2第2項又は第2条の3の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計した時間が1箇月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にフルタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時

から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合

(休日勤務手当)

第12条 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。勤務時間条例第2条の2第1項又は第2条の3の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員にあつては、休日が同条及び第2条の4の規定に基づく週休日に当たるときに規則で定める日において勤務した場合も、同様とする。

(夜間勤務手当)

第13条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 勤務1時間当たりの給与額は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる時間で除して得た額とする。

(1) 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額

(2) アに掲げる時間からイに掲げる時間を減じて得た時間

ア 1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間

イ 8時間を超えない範囲内において規則で定める時間に当該年度の休日(その日が週休日であるときは、その日を除く。)の日数を乗じて得た

時間

(宿日直手当)

第15条 宿日直勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第11条から第13条までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当の支給等)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）であって、任期の定めが6箇月以上のもの（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）に対し、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、それぞれの日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職給与条例第24条の2及び第24条の2の2の規定の例による。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の報酬等

(報酬等の種類)

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬等の種類は、正規の勤務時間に対する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに地域手当、特殊勤務手当、

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当とする。

(基本報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、日額又は時間給とする。

2 基本報酬の額を定める基準となる額(次項及び第4項において「報酬基準額」という。)は、当該パートタイム会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員とみなして、第4条第2項の規定を適用したならば該当することとなる号給の給料月額に相当する額とする。

3 日額による基本報酬の額は、報酬基準額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4 時間給による基本報酬の額は、報酬基準額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(基本報酬の支給方法)

第19条 基本報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 基本報酬の支給日は、規則で定める。

第20条 パートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。

2 基本報酬を支給する場合に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(地域手当に相当する報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員に地域手当に相当する報酬を支給する。

2 地域手当に相当する報酬の額は、基本報酬の額に100分の12を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第 2 2 条 パートタイム会計年度任用職員が特殊な勤務に従事したときは、これに対して特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の範囲及び額については、一般職給与条例別表第 4 の規定の例による。

(報酬の減額)

第 2 3 条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 2 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額（以下「勤務 1 時間報酬額」という。）を減額した報酬を支給する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第 2 4 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間を超えない範囲内において規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ

てそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計した時間が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間報酬額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する規則で定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第25条 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。勤務時間条例第2条の2第1項又は第2条の3の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員にあつては、休日が同条及び第2条の4の規定に基づく週休日に当たるときに規則で定める日において勤務した場合も、同様とする。

（夜間勤務手当に相当する報酬）

第26条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第27条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計

年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 第18条第3項の規定により算出した額に100分の112を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(2) 時間給により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 第18条第4項の規定により算出した額に100分の112を乗じて得た額（宿日直手当に相当する報酬）

第28条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の勤務は、第24条から第26条までの勤務には含まれないものとする。

（期末手当の支給等）

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものに対し、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

(1) 任期の定めが6箇月以上の者（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）

(2) 1週間当たりの勤務時間が規則で定める時間以上の者

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、それぞれの日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職給与条例第24条の2及び第24条の2の2の規定の例による。

(技能労務職の給与)

第30条 第17条から前条まで、第32条及び第33条の規定は、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者に限る。）について準用する。

- 2 前項の場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4章 旅費及び費用弁償

(旅費)

第31条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、市川市職員旅費支給条例（昭和26年条例第25号。以下この条及び第33条において「旅費条例」という。）の定めるところにより旅費を支給する。この場合において、フルタイム会計年度任用職員は、一般職給与条例第3条に規定する一般給料表の職務の級が1級に相当する職務にある者とみなして、旅費条例の規定を適用する。

(費用弁償)

第32条 パートタイム会計年度任用職員に通勤に係る費用を弁償する。

- 2 通勤に係る費用の弁償を受けるパートタイム会計年度任用職員の範囲は、一般職給与条例第11条第1項の規定の例による。
- 3 通勤に係る費用の額は、通勤経路、通勤方法、通勤回数その他の事情を勘案して規則で定める。
- 4 前3項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤に係る費用の弁償及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第33条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、旅費条例の規定の例により、その費用を弁償する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、一般職給与条例第3条に規定する一般給料表の職務の級が1級に相当する職務にある者とみなして、旅費条例の規定を適用す

る。

第 5 章 補則

(給与等の特例)

第 3 4 条 職務の性質上、前 3 章の規定により難い職を占める会計年度任用職員として特に任命権者が認める者の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償については、これらの規定にかかわらず、一般職給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性、職務上必要となる知識、技術、職務経験等を考慮して、任命権者が別に定める。

(給与等からの控除等)

第 3 5 条 給与及び報酬等からの控除並びにこれらの口座振替については、一般職給与条例第 2 4 条の 4 及び第 2 4 条の 5 の規定の例による。

(給与等の支給方法等)

第 3 6 条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償の支給方法等については、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表第1（第4条関係）

一般給料表

号給	給料月額
	円
1	144,100
2	145,200
3	146,400
4	147,500
5	148,600
6	149,700
7	150,800
8	151,900
9	153,000
10	154,400
11	155,700
12	157,000
13	158,300
14	159,800
15	161,300
16	162,900
17	164,200
18	165,700
19	167,200
20	168,700
21	170,100
22	172,800
23	175,400
24	178,000
25	180,700
26	182,400
27	184,000
28	185,700
29	187,200
30	188,900
31	190,700
32	192,400
33	194,000
34	195,400
35	196,900
36	198,400
37	199,700
38	201,000

39	202, 200
40	203, 500
41	204, 800
42	206, 100
43	207, 400
44	208, 700
45	209, 800
46	211, 100
47	212, 400
48	213, 700
49	214, 800
50	215, 900
51	216, 900
52	218, 000
53	219, 100
54	220, 100
55	221, 000
56	222, 000
57	222, 400
58	223, 300
59	224, 100
60	224, 900
61	225, 600
62	226, 600
63	227, 400
64	228, 300
65	229, 000
66	229, 800
67	230, 700
68	231, 700
69	232, 400
70	233, 100
71	233, 700
72	234, 500
73	235, 300
74	236, 000
75	236, 700
76	237, 300
77	238, 000
78	238, 800
79	239, 600
80	240, 300
81	240, 800

82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

備考 この表は、技能労務職給料表
の適用を受けない全てのフルタイム
会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

号給	給料月額
	円
1	130,400
2	131,300
3	132,300
4	133,200
5	134,200
6	135,200
7	136,200
8	137,200
9	138,000
10	139,000
11	140,000
12	141,100
13	141,900
14	142,900
15	143,900
16	144,900
17	146,000
18	147,200
19	148,400
20	149,600
21	150,700
22	151,900
23	153,100
24	154,300
25	155,500
26	157,000
27	158,500
28	160,000
29	161,400
30	162,900
31	164,400
32	165,900
33	167,400
34	169,200
35	171,000
36	172,800
37	174,600
38	176,300

39	178,000
40	179,700
41	181,300
42	182,700
43	184,000
44	185,400
45	186,900
46	188,200
47	189,600
48	191,000
49	192,300
50	193,400
51	194,500
52	195,700
53	196,800
54	197,900
55	198,800
56	199,900
57	201,000
58	202,000
59	203,000
60	204,000
61	205,100
62	206,000
63	206,900
64	207,800
65	208,500
66	209,300
67	210,000
68	210,800
69	211,200
70	211,800
71	212,100
72	212,600
73	212,800
74	213,400
75	213,900
76	214,600
77	214,800
78	215,500
79	216,000
80	216,600
81	217,300

82	217,700
83	218,300
84	219,000
85	219,600
86	220,100
87	220,600
88	221,300
89	221,800
90	222,400
91	223,000
92	223,500
93	223,900
94	224,400
95	224,900
96	225,400
97	225,700
98	226,200
99	226,700
100	227,200
101	227,600
102	228,100
103	228,700
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

備考 この表は、技能労務職として
規則で定めるフルタイム会計年度

任用職員に適用する。